

平成21年度長官所長会同配布資料目録

- 1 会同日程
- 2 会同員名簿
- 3 会同席図
- 4 会同進行予定

平成 2 1 年度長官所長会同会同日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ~ 12 : 00	12 : 00 ~ 13 : 00	13 : 00 ~ 17 : 00	協議終了後
1 7 日 (水)	最高裁判所長官 あいさつ 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
1 8 日 (木)	協議	昼食 休憩	拝謁等	

平成 2 1 年度長官所長会同会同員名簿

東京高等裁判所長官	白	木	勇
大阪高等裁判所長官	大	谷	剛彦
名古屋高等裁判所長官	細	川	清
広島高等裁判所長官	相	良	朋紀
福岡高等裁判所長官	安	倍	嘉人
仙台高等裁判所長官	千	葉	勝美
札幌高等裁判所長官	田	中	康郎
高松高等裁判所長官	林		醇
東京地方裁判所長	池	田	修
東京家庭裁判所長	門	口	正人
横浜地方裁判所長	吉	戒	修一
横浜家庭裁判所長	田	中	由子

さいたま地方裁判所長 寺 田 逸 郎

さいたま家庭裁判所長 井 上 稔

千葉地方裁判所長 安 井 久 治

千葉家庭裁判所長 寺 尾 洋

水戸地方裁判所長 市 村 陽 典

水戸家庭裁判所長 竹 花 俊 徳

宇都宮地方裁判所長 西 岡 清 一 郎

宇都宮家庭裁判所長 田 中 亮 一

前橋地方裁判所長 岡 田 雄 一

前橋家庭裁判所長 井 上 繁 規

静岡地方裁判所長 福 田 剛 久

静岡家庭裁判所長 片 山 良 廣

甲府地方家庭裁判所長 大 竹 た か し

長野地方家庭裁判所長 井 上 弘 通

新潟地方裁判所長 奥 田 隆 文

新潟家庭裁判所長 山 口 博

大阪地方裁判所長 佐々木 茂 美

大阪家庭裁判所長 中 路 義 彦

京都地方裁判所長 吉 野 孝 義

京都家庭裁判所長 西 村 則 夫

神戸地方裁判所長 前 田 順 司

神戸家庭裁判所長 正 木 勝 彦

奈良地方家庭裁判所長 上 垣 猛

大津地方家庭裁判所長 飯 田 喜 信

和歌山地方家庭裁判所長 前 坂 光 雄

名古屋地方裁判所長 野 田 武 明

名古屋家庭裁判所長	安	江	勤
津地方家庭裁判所長	川	合 昌	幸
岐阜地方家庭裁判所長	中	村 直	文
福井地方家庭裁判所長	長	門 栄	吉
金沢地方裁判所長	加	藤 幸	雄
金沢家庭裁判所長	紙	浦 健	二
富山地方家庭裁判所長	青	木 正	良
広島地方裁判所長	小	西 秀	宣
広島家庭裁判所長	下	田 文	男
山口地方裁判所長	林	道	春
山口家庭裁判所長	村	岡 泰	行
岡山地方裁判所長	春	日 通	良
岡山家庭裁判所長	園	部 秀	穂

鳥取	地家	方庭	裁 判 所 長	田	中	澄	夫
松江	地家	方庭	裁 判 所 長	谷	口	幸	博
福岡	地 方	裁 判 所 長	仲	家	暢	彦	
福岡	家 庭	裁 判 所 長	濱	崎		裕	
佐賀	地家	方庭	裁 判 所 長	服	部		悟
長崎	地 方	裁 判 所 長	榎	下	義	康	
長崎	家 庭	裁 判 所 長	谷		敏	行	
大分	地家	方庭	裁 判 所 長	加	藤		誠
熊本	地 方	裁 判 所 長	小	林	正	明	
熊本	家 庭	裁 判 所 長	上	原	裕	之	
鹿児島	地家	方庭	裁 判 所 長	土	肥	章	大
宮崎	地家	方庭	裁 判 所 長	小	山	邦	和
那覇	地 方	裁 判 所 長	亀	川	清	長	

那 霸 家 庭 裁 判 所 長	西	謙	二
仙 台 地 方 裁 判 所 長	阿	部	則 之
仙 台 家 庭 裁 判 所 長	三	輪	和 雄
福 島 地 方 裁 判 所 長	高	世	三 郎
福 島 家 庭 裁 判 所 長	及	川	憲 夫
山 形 地 方 裁 判 所 長	松	田	清
盛 岡 地 方 裁 判 所 長	伊	藤	紘 基
秋 田 地 方 裁 判 所 長	河	村	吉 晃
青 森 地 方 裁 判 所 長	田	村	幸 一
札 幌 地 方 裁 判 所 長	梅	津	和 宏
札 幌 家 庭 裁 判 所 長	井	上	哲 男
函 館 地 方 裁 判 所 長	瀧	澤	泉
旭 川 地 方 裁 判 所 長	八	木	良 一

釧路地方家庭裁判所長 齋藤隆

高松地方裁判所長 佐藤武彦

高松家庭裁判所長 豊永多門

徳島地方家庭裁判所長 八木正一

高知地方家庭裁判所長 芝田俊文

松山地方裁判所長 小島浩

松山家庭裁判所長 廣田民生

(高裁事務局長)

高松 (大善)
仙台 (三角)
広島 (細田)
大阪 (古財)

出 入 口

(高裁事務局長)

東京 (安浪)
名古屋 (白井)
福岡 (平田)
札幌 (甲斐)

(高 松)

(札 幌)

高松 地 (佐藤)
青森 地・家 (田村)
秋田 地・家 (河村)
盛岡 地・家 (伊藤)
山形 地・家 (松田)
福島 家 (及川)
福島 地 (高世)
仙台 家 (三輪)
仙台 地 (阿部)
松江 地・家 (谷口)
鳥取 地・家 (田中澄)
岡山 家 (園部)
岡山 地 (春日)
山口 家 (村岡)
山口 地 (林道)
広島 家 (下田)
広島 地 (小西)
和歌山 地・家 (前坂)

(仙 台)

(広 島)

高松 家 (豊永)
徳島 地・家 (八木正)
高知 地・家 (芝田)
松山 地 (小島)
松山 家 (廣田)
釧路 地・家 (齋藤)
旭川 地・家 (八木良)
函館 地・家 (瀧澤)
札幌 家 (井上哲)
札幌 地 (梅津)
那覇 家 (西)
那覇 地 (亀川)

(名 古 屋)

富山 地・家 (青木)
金沢 家 (紙浦)
金沢 地 (加藤幸)
福井 地・家 (長門)
岐阜 地・家 (中村)
津 地・家 (川合)
名古屋 家 (安江)
名古屋 地 (野田)
宮崎 地・家 (小山)
鹿児島 地・家 (土肥)
熊本 家 (上原)
熊本 地 (小林)

大津 地・家 (飯田)
奈良 地・家 (上垣)
神戸 家 (正木)
神戸 地 (前田)
京都 家 (西村)
京都 地 (吉野)
大阪 家 (中路)
大阪 地 (佐々木)
高松 高 (林醇)
仙台 高 (千葉)
広島 高 (相良)
大阪 高 (大谷)

(大 阪)

(高 等)

(東 京)

(高 等)

千葉 家 (寺尾)
千葉 地 (安井)
さいたま 家 (井上稔)
さいたま 地 (寺田)
横浜 家 (田中由)
横浜 地 (吉成)
東京 家 (門口)
東京 地 (池田)
札幌 高 (田中康)
福岡 高 (安倍)
名古屋 高 (細川)
東京 高 (白木)

(福 岡)

(東 京)

大分 地・家 (加藤誠)
長崎 家 (谷)
長崎 地 (榎下)
佐賀 地・家 (服部)
福岡 家 (濱崎)
福岡 地 (仲家)
新潟 家 (山口)
新潟 地 (奥田)
長野 地・家 (井上弘)
甲府 地・家 (大竹)
静岡 家 (片山)
静岡 地 (福田)
前橋 家 (井上繁)
前橋 地 (岡田)
宇都宮 家 (田中亮)
宇都宮 地 (西岡)
水戸 家 (竹花)
水戸 地 (市村)

(最 高)

金 櫻 近 涌 古 中 甲 竹 藤 今 堀 那 田 宮 竹
築 井 藤 井 田 川 中 崎 長 官 田 井 籠 須 原 川 内

会 同 係

広報 秘書 家庭局長 刑事局長 行政局長 民事局長 経理局長 人事局長 総務局長

事務総長 首席調査官 司研所長 司研教官 総研所長 情政課長 審議官

会 同 係

予備 予備 情参事 総2K 総参事 人給K 人任K 経総K 経主K 民1K 刑1K 行1K 家1K 上調 上調 上調 司研局 総研部 総研部 家庭審

平成21年度長官所長会同進行予定

内 容	提 案 庁	担当局	時 間	備 考
長官あいさつ 1 裁判員制度を適切に運営し、国民の間に着実に定着させていくために、今後重点的に取り組むべき事項 2 法曹人口の増加等の構造的要因に基づく将来の民事訴訟の量的・質的变化を見据えて、その適切な処理を図るために、今から検討を始めるべき事項 3 裁判の第一線を担う職員の職業意識を高め、職場の活性化を図るための方策	福岡地（仲家）	刑事局	(第1日目)	
			9:30～ 9:40	10分
			9:40～10:50	70分 (休憩10分)
			11:00～12:00	60分
	金沢地（加藤）	民事局	12:00～13:00	昼食
			13:00～15:00	120分 (休憩10分)
	宇都宮地（西岡）	人事局	15:10～17:00	110分
4 創設60周年を迎えた家庭裁判所の家事事件処理の在り方について検討すべき課題	大阪家(中路)	家庭局	(第2日目)	
			9:30～10:40	70分 (休憩10分)
			10:50～12:00	70分
			12:00～13:00	昼食
			13:00～15:35	拝謁等

意 見 要 旨

高 等 裁 判 所 長 官

地 方 裁 判 所 長 会 同

家 庭 裁 判 所 長

平成21年6月17日，18日開催

協 議 事 項

- 1 裁判員制度を適切に運営し、国民の間に着実に定着させていくために、今後重点的に取り組むべき事項（福岡地裁）
- 2 法曹人口の増加等の構造的要因に基づく将来の民事訴訟の量的・質的变化を見据えて、その適切な処理を図るために、今から検討を始めるべき事項（金沢地裁）
- 3 裁判の第一線を担う職員の職業意識を高め、職場の活性化を図るための方策（宇都宮地裁）
- 4 創設60周年を迎えた家庭裁判所の家事事件処理の在り方について検討すべき課題（大阪家裁）

1 裁判員制度を適切に運営し、国民の間に着実に定着させていくために、今後重点的に取り組むべき事項

(福岡地裁)

(1) 各庁における運用状況の把握と運用改善に向けた取組

裁判員法の成立後、全国で、約630回の模擬裁判、約290回の模擬選任手続が実施されたのをはじめとして、施行に向けた様々な準備活動が行われ、全国レベルでも各地裁レベルでも多くの成果物を得ることができた。また、裁判所内部はもとより、法曹三者の間でも、裁判員裁判の基本的なイメージが共有され、これに従った訴訟活動や訴訟運営の取組が行われてきた。しかし、実際の裁判員裁判においては、これまでの準備や成果では対応できないような問題や対処困難な問題が生じたり、裁判員や裁判員候補者をはじめ検察官、弁護人からも様々な要望や意見が出てくるものと思われる。このような実際の裁判員裁判において生じる問題や課題を裁判所全体あるいは法曹三者で共有し、ひとつひとつ解決し克服していくことは、あるべき裁判員裁判の実現にとって不可欠である。裁判員制度を国民の間に円滑に定着させるためには、各庁において、裁判員裁判の運用状況に関する客観的なデータを把握した上で、発生した問題や課題に適時適切に対応し、運用を改善する必要がある。

ア 裁判員裁判の運用状況に関する客観的データの把握とその活用策

各庁における裁判員裁判の運用については、統計システムや個別報告で把握できるデータ、すなわち、事件数、自白・否認の別、裁判員等の人数、呼出しや呼出取消し等選任手続の各段階における人数、公判前整理手続や公判の回数、審理時間、証人等の数、証人尋問や被告人質問に要した時間、評議に要した時間、判決結果といった客観的データを広く把握する必要がある。これらのデータは、次のイの研究活動の基礎資料として用いるほか、自白・否認の別、審理期間の別といった多角的観点からクロスした分析を行った上で、その結果を次年度の裁判員候補者数や個々の事件の呼出し数の決定、審

理日程及び審理日数の決定の際の参考資料として用いることが考えられる。さらに、最高裁において取りまとめる全国のデータと比較することにより、各庁の運用の特徴を把握し、運用改善の手がかりとすることもできよう。

イ 裁判運営のスキルアップのための研究活動と支援の在り方

裁判員裁判を担当した裁判官及び職員は、選任手続、審理、評議及び判決を通じて、統計データには現れない実情、例えば、裁判員等が審理を理解できたか、評議で十分に意見を述べることができたか、接遇に不満はないかといった点を直接把握することができる。裁判員等の反応や感想は、裁判員等のアンケートや裁判員経験者の記者会見における発言によっても把握することができる。

各庁においては、裁判官及び職員が参加する部内の検討会等を通じ、統計データによる分析と合わせて、裁判員裁判の運用の実情、裁判員等や当事者の反応について情報交換して認識を共有し、また、法曹三者による裁判員裁判の運用に関する協議会を設置して、裁判員裁判の運用に対する当事者の意見、要望等を確認するとともに、当事者の訴訟活動に対する裁判員及び裁判所側の評価を伝え、これらの有機的な活動によって運用の改善を図っていく必要がある。刑事局が1月に取りまとめた「模擬裁判の成果と課題」には裁判員裁判の実施に向けた課題が指摘されており、検証の視点として有益と思われる。さらに、各庁の地裁委員会等の場を活用して、裁判員裁判の運用状況に関する情報発信をするとともに、有識者の意見を聴取し、法曹委員を交えての意見交換等を通じて、各庁における訴訟運営に反映させることが考えられるが、いかがか。

ところで、運用状況の把握や検証は、具体的事例を踏まえて行うことが多いと思われるが、個別事件における裁判体の判断や訴訟運営、当事者の訴訟活動について、裁判の独立に影響を及ぼしたり、法曹三者間で非難の応酬になったりすることのないよう留意する必要がある。これまでの裁判

員裁判施行準備の取組の中で行われた部内及び法曹三者の協議会や研究会においては、公判前整理手続や刑事事件の実際の運用上の工夫等についても、適宜一般化するなどして議論を積み重ねてきたが、このような経験を参考に、裁判の独立に抵触しないよう配慮しつつ、運用改善に向けた有用な議論をしていくべきではないだろうか。

ウ 最高裁判所の検証との連携

最高裁において、統計システムや個別報告により把握したデータの分析、法103条に基づく運用状況の公表が予定されているほか、1月から有識者懇談会が開催され、既にその議事概要や資料が公開されている。裁判員裁判が実施された後、全国的なデータや各庁における運用の実情は、刑事局において集約することになるが、各庁に適時に有益な情報提供をするとともに、相互に情報提供とフィードバックを行うことが考えられる。

(2) 裁判員裁判について国民の正しい理解を得るために考慮すべき事項

ア 新しい刑事裁判の姿に対する国民の受け止めや反応を的確に把握し、制度と運用の両面について正しい理解を得るための方策

裁判員裁判は、公判前整理手続によって争点及び証拠を整理し、争点及び量刑判断に必要かつ十分で、しかも分かりやすい審理を集中的に行った上で、裁判員と裁判官が対等な立場で評議した結果を簡にして要を得た判決書として作成し、言い渡すというもので、公判準備から審理、判決に至る全過程がこれまでの刑事裁判とは大きく変わることになる。

このような新しい刑事裁判の姿については、これまでの模擬裁判や広報活動を通じて国民の間に相当程度理解が広がったと思われるものの、昨今の事件報道等を見る限り、報道関係者等の間には、捜査段階で作成された大量の書証等による詳細な事実認定や職業裁判官が形成してきた量刑の均質さを期待する意見が根強く残っているように見受けられる。このような意見や期待が幅広く残ったままでは、裁判員裁判の事件報道等を通じて、審理が拙速で

粗雑になった、真相が解明されなかった、量刑が不公平になったなどという誤った評価が喧伝される事態が生じるであろうことは容易に想像できる。

裁判員裁判の姿とその意義については、裁判所をはじめとする法曹三者が、それぞれの訴訟活動及び広報活動を通じて、裁判員はもとより、国民に対しても説明責任を果たすことが求められる。裁判所における今後のマスコミ対応に当たっては、所長が中心となって、これまでの刑事裁判が変わることの意義、裁判員裁判の果たすべき役割、さらには、国民の司法参加を採用している国の刑事裁判は、公訴事実と重要な量刑事実の範囲に限定された真実の発見とある程度の幅をもった公平さで運営されていて、国民参加の意義を十分に果たしていることを説明し、理解を求めていくべきではないだろうか。

イ メディア対応を中心とする広報活動において留意すべきこと

(ア) 広報の最終責任者としての所長の果たすべき役割

本年度は、裁判員裁判の立ち上がりの時期であることから、運用状況やこれを踏まえた運用改善の取組について、随時、的確な広報を行う必要がある。所長が、単独で、あるいは他の法曹のトップとともに、法の日週間や名簿記載通知の発送時等節目節目で記者会見を行うなどして、制度への理解と協力を求めることは、高い広報効果が期待できる。

(イ) 裁判員経験者の記者会見を円滑に実施するために考慮すべきこと

記者会見は、裁判員経験者の意見や感想を広く国民に伝えることにより、その経験を国民と共有し、裁判員裁判に対する国民の理解を広げ深めるという重大な意義がある。また、個別取材による裁判員経験者の負担を回避するという利点もある。裁判所としては、関係するすべての裁判官と職員が記者会見の意義を十分に理解した上で、記者会見に関するマスコミ側の要望やニーズを把握し、協力すべきところは協力するという姿勢が求められ、その実施に当たっては、所長が先頭に立ち、刑事部と事務局を中心に組織が一体となって対応する必要があるのではないだろうか。

2 法曹人口の増加等の構造的要因に基づく将来の民事訴訟の量的・質的变化を見据えて、その適切な処理を図るために、今から検討を始めるべき事項

(金沢地裁)

(1) 民事訴訟の動向予測とその対策

我が国の民事第一審（地裁）訴訟の新受件数は、長期的に見れば、おおむね右肩上がりに推移している。もっとも、過払金返還請求訴訟を除外すると、ここ数年はほぼ横ばいとの推計があり、また、昨年後半から始まった経済不況は、全体的には未だ新受件数に大きな影響を与えるには至っていない。

しかしながら、国民の権利意識の鋭敏化、行政等による調整機能の減退といった要因に加え、急速な法曹人口の拡大に伴う積極的な事件の掘り起こしの結果、今後、民事訴訟が量的に拡大することが確実と思われる。また、科学や技術の高度化、経済活動の複雑化・広域化、情報伝達手段の発達、人口の高齢化、多様な雇用形態の出現など、我が国における経済・社会事象の変化を反映して、民事訴訟が質的にも次第に専門化、複雑・困難化、集団化し、難易度の高い事件の比率が高まることは避けられないと考えられる。

このような事態に対応すべく、一部の大手事務所では、専門化・分業化が組織的に行われ、高い事務処理能力を誇るようになっていく反面、都市部を中心に弁護士が飽和状態となって、従来のように「親弁」から必要なスキルを教えられることなく、代理人活動をスタートする事態も現実化するなど、二極分解が鮮明になりつつある。その結果、「筋悪」な事件や法的処理になじまない事件、適切な法的構成を欠く事件など、裁判所にとって歓迎されざる訴訟も珍しくなくなったとの話も聞かれるようになった。

以上を要するに、民事訴訟は、社会・経済情勢の変化を反映して、今後、量的にも質的にも処理に困難を来す事態が到来すると予測される。

ア 専門性の高い訴訟や先例の乏しい訴訟の円滑な審理を支援する方策

先に指摘したとおり、一部の大手事務所では、専門化・分業化が組織的に

推進されている。また、政治的・社会的運動を背景とした政策形成訴訟等においては、弁護士が全国的なネットワークを形成し、相互に情報交換してノウハウ等を蓄積し、いわば組織戦を挑んでくる例が多く見られる。

これに対し、裁判所側は、判例検索等のシステムが整備されたとはいっても、基本的には当該裁判体限りで個別的に対応しており、当事者側の情報量と比較すると、やや後手に回っているとの印象を免れない。さらに、金融やIT関連など、昨今増加傾向にある非定型的な専門訴訟等については、専門部や集中部のある大庁といえども個別的に対応せざるを得ない。

そうだとすると、個々の事件処理から得られた知見やノウハウを集めてこれら进行分析、整理、統合し、関連あるいは類似の事件を担当している裁判体に広くその成果を還元できるような態勢ができることが望ましいと思われる。これまでも、地裁単位あるいは高裁単位で情報交換が行われ、また、司法研修所主催で適宜のテーマを掲げた研究会が開催されて、底上げの役割を果たしてきたが、さらに踏み込んで、参考裁判例、関連法令、当該分野の専門的知識、関連訴訟の係属状況・進行状況等の情報を共有し、必要に応じて提供できるシステムの整備を検討すべきである。

このようなシステムの構想に際しては、その対象となる民事分野が格段に広いことから、事件類型や情報の種類に関する現場のニーズを的確に把握する方法、現実的な対応可能性、裁判の独立等との関係で、対象とすべき分野、個別具体的なレファレンスに応ずることの可否あるいはその範囲、さらには担当部署の選定などの技術的な問題を検討する必要があるほか、予算面の問題点もあるが、将来的な事件処理態勢を展望すると、裁判所全体で検討するに値する事柄であると思われる。

なお、一方で、仮にこのようなシステムが整備された場合、これに頼りすぎて自ら思索を深めることが疎かにならないよう、その具体的な使い方については十分な議論を尽くし、裁判官の自覚を促すことが必要であろう。

イ 事件の簡易迅速な処理を可能にするための制度的な手当の可否

今後、複雑・困難な事件から軽微な事件、筋悪な事件までバラエティに富んだ訴訟が提起されることになると、事案に応じた審理方式、すなわち、スリムな審理を行うべき事件、逆に十分な審理を行うべき事件など、裁判所のエネルギーをどの事件にどの程度配分すべきかを常に考えながら、メリハリをつけた訴訟運営に努めることが求められようが、これに加えて、新たな紛争解決方式の提供も検討されるべきであろう。

現在の判決手続は、一律に比較的重厚なものになっているが、迅速性を優先した解決が相当な事案もあることを考えると、決定手続や少額訴訟、既に相当程度実績を上げ、高い評価も得ている労働審判等も参考に、簡素化した手続を選択的に整備することも検討されてよいのではないか。

ウ 訴訟外の紛争解決手続（ADR）の拡充に向けた取組

ADRの拡充、活性化については、司法制度改革審議会の意見書でも提言されたところであり、裁判所としても、国民の選択肢を増やすという観点から、さらには訴訟の量的・質的拡大が予測される将来において、ADRを裁判と並ぶ紛争解決手段に位置付け、両者の役割分担を実現するとの観点からも、積極的に取り組むべきである。

実際、ADR基本法の施行もあって、昨今、民間や行政機関によるADRの充実・強化の動きが顕著であり、中でも医療過誤、建築瑕疵、消費者紛争、土地境界紛争などの分野で相当な実績を上げ、あるいは上げることが期待されている。

これらの機関での紛争解決が裁判所との役割分担に直接影響することから、中央、地方を問わず、その在り方等について定期的に意見交換したり、研修や広報などの側面的支援を積極的に行うべきである。とりわけ、専門部・集中部との協議は、双方にとってメリットが大きいと思われる。

エ 訴訟運営の在り方について考慮すべき事項

かつての民事プラクティスの改善運動、（現行）民事訴訟法の制定・施行、一連の司法制度改革などを通じ、統計上、一審は確実に迅速化した。ただ、期日の大部分は争点整理に費やされているところ、弁論準備手続期日に書面の交換程度しか行われないこともあるとの指摘もある。現行の民事訴訟法の制定に至る過程で、全国の裁判官が熱意を持って民事プラクティスの改善に取り組んだことを知らない世代が増加するにつれ、その精神、体験を次世代に伝え、分かりやすく利用しやすい裁判の実質化に向けて不断の検証と改善への意欲を維持することが求められている。

もっとも、裁判所が当事者の訴訟行為を必要以上にリードしていくこともまた問題であろう。裁判所主導型の審理の是非については、悩ましい点があるものの、当事者主義に反して代理人が裁判所に依存する傾向を助長することや、将来的に法曹人口が増大し、民事訴訟が質的・量的に拡大する傾向にある以上、いずれは裁判所の関与も限界に陥ることが予想されることなどを考慮すると、釈明義務の範囲を超えて過度に後見的役割を果たすことについては、再検討すべきである。

- (2) 各庁において、今後の事件動向の変化を的確に捉え、訴訟の運営改善に向けた取組を推進するための方策

事件動向に影響を与える社会的・経済的要因には、全国共通のものほかに地域の個別的なものがある。この点、現在でも、多くの庁で、裁判官会議等の機会に、事件の受理及び処理状況の報告がされ、ある程度は現状認識の形成が図られているが、大部分は、統計上の数値を挙げるにとどまっていると思われる。したがって、各庁においても、より組織的に事件動向の変化を捉える態勢を作っていくべきではないか。例えば、事件部は日頃から新受事件の傾向について情報収集し、他方、事務局も地域の社会・経済関係等の情報を収集し、両者が定期的にそれぞれの情報を持ち寄って、事件動向への影響について意見交換する場を設け、これを長期にわたって継続させたならば、その変化をより正

確かつ迅速に把握することができると思われる。

その上で、有用な情報を最高裁に集約させるなどして全国的な動向のよりの確な把握に努めることはもちろんであるが、各庁においても、事件部が中心となって、予測される事件動向の変化に対応した改善方策を検討、策定していくことが有用であろう。その中には、例えば、新受事件数の増加に対応して、職員配置の見直しなどの組織上の措置を講じたり、専門的訴訟の増加に備えて、当該専門分野の専門委員、専門家調停委員の増員を図るといったように、司法行政面の手当を必要とする内容が含まれることもあり得るから、所長を始めとする事務局も、積極的、継続的にバックアップしていくことが求められることになる。このように、事件部と事務局とが共同して事件動向の把握に努め、これを訴訟運営の改善に反映させる態勢が機能するならば、とかく眼前の事件の処理のみに目を奪われがちな裁判官ら職員が中長期的な視野を持って改善に取り組む意欲を高める効果も期待できる。以上のような態勢の整備は、中小規模庁においても容易に実現することができるようと思われる。

危機は好機でもあるとはよく言われる格言であるが、変革期にある裁判所としては、困難な事態、案件でも対応できる強靱にして弾力的な態勢を今から準備し、もって国民の負託に応える必要があると考える。

3 裁判の第一線を担う職員の職業意識を高め、職場の活性化を図るための方策

(宇都宮地裁)

(1) 裁判官、書記官等の高度な専門職員の執務の現状と課題

ア 不祥事の背景となるような職業意識の低下が一般的にうかがえるか。そうした状況があるとすればその原因は何か。

昨年から今年にかけて、裁判官、書記官が逮捕・起訴されるという不祥事が相次いで起こった。これらの事件は、それ自体は特異で、極めて個人的で偶発的な事件ととらえる余地もあろうが、高度な専門職員としての裁判官や書記官の職業意識の低下がその背景にあるのではないかという懸念が投げかけられており、裁判所全体の問題意識として検討しておく必要がある。

裁判官についてみると、国民の間には、一般市民より高い倫理を保持する自分たちとは異なる存在であって欲しいという期待がある反面、最近では、自分たちに身近で親しみやすい人間性を求める傾向が強いように思える。特に裁判員制度の実施を控え、出前講義等を通じて裁判官個人の人間としての親しみやすさを前面に出す必要を感じる機会も増えているが、そうしたことも一因となっただけで、良い意味でも悪い意味でも、裁判官の職が特別なものであるという意識が薄まってきていると思われる。さらに、少子高齢化が進む中で、教育や介護の問題が顕在化し、単身赴任や長距離通勤も増加している。また、情報化社会の下での「官」の職務過誤に対して一段と厳しい見方がとられるようになってきているといったことも重なって、裁判官個人に多大なストレスをもたらしているようにも思える。このような裁判官を取り巻く種々の社会環境の変化が原因となって、裁判官のプロとしての職業意識や使命感が以前より後退し、ストレス耐性への負荷が一層高まってきていることが、今回のような事態を招く一因になっているとすれば由々しいことであろう。

また、書記官についてみても、今回京都家裁元書記官が起訴された件は、自らの職務懈怠を糊塗しようとするために引き起こされることが多かったこ

れまでの非違行為とは大きく様相を異にしていることが窺われる。犯行の動機はいまだ明らかになってはいないようであるが、裁判部の書記官については、かつては公証官として調書作成事務を中核とする権限と責任が明確であったのに対し、近年は、民事、刑事とも公証事務や書面作成事務におけるコンピューターシステムの導入が進んでおり、事務の内容自体がマニュアル化する一方で、マネージメント業務と対人折衝業務の比重が増してきている。そのため、これまでのような公証官としてのバックボーンが不明確になり、職務を通しての充実感や達成感を得られないという事態を招いているのではないだろうか。そのような中で、当事者等との対応業務に神経をすり減らすことが多くなる一方、職務過誤に対する世間の見方が一段と厳しくなっていることも加わって、これまで以上にストレスの大きい職場になってきていることも否定できないように思える。これらの書記官の職務内容や職場を取り巻く環境の変化が、専門職としての書記官の志気の低下をもたらしていることはないだろうか。

イ 職員が確固たる職業倫理を保持し、旺盛な執務意欲を保ち続けるようにするために司法行政上配慮すべき事項

裁判官等の職業意識が全体として低下している状況にあるとは考えないが、裁判官、書記官等が職業意識を高め、充実感を持って職務を遂行するためには、上記のような外部環境の変化等を正面から認識し、自覚的に対応していかなければならないであろう。しかし、職場の人間関係が全体として希薄になっていく中で、そうした問題意識が共有されないままになっていることが強く懸念されるところである。そうした問題意識を踏まえて、所長としては、司法行政面において、一段と配慮を払っていくことが求められているのではないか。

具体的な方策としては、裁判所を取り巻く社会の状況や裁判所に対する期待の大きさ、それぞれの職責の重大性と職業倫理の保持の重要性、さらには、

今後求められるであろう裁判官像や書記官像といった点について、裁判官や書記官と接するあらゆる機会を通じて、問題意識の発信を試みることが考えられる。そして、職場内において、部総括裁判官を通じ、あるいは職制を通じるなどして、そういった自らの置かれた状況について、自由に前向きで建設的な議論ができるような場や雰囲気を作り出すよう配慮をすることが必要である。

裁判官の場合を念頭におくと、事件処理に必要な情報交換等に限らず、事件から離れた場で、裁判官同士が、年齢や経験の差を超えて、率直にそれぞれの裁判官としての経験談や失敗談を語り合い、また、当面する課題、さらには、それぞれの抱える悩みや思いといった様々な話題を自由に取り上げて、気楽に話をする機会を設けるなど、世代や価値観を超えて自由に話し合える場や雰囲気を作ることが必要ではないかと思う。このような場や雰囲気を作るのは、まずは部総括裁判官や支部長の役割ということになると思われるので、所長としては、部総括裁判官等の意識改革や動機付けに意を配る必要がある。また、所長自身が支部裁判官のもとに出向いて懇談の機会を設けるなど、自ら率先してそのような場の設定をすることも考えられよう。

(2) 裁判部の活性化のための方策

ア 裁判部の活性化のために取り組むべき事項

上記(1)の問題への対応については、それと並行し、あるいはその前提として、裁判部全体の活性化を図る方策についても議論がされることが重要である。裁判官、書記官らがチームとなって活力のある事務処理を行わない限り、各人が充実感をもって職務を遂行することも期待できないからである。こうした観点からは、以下のような点に留意すべきであると思われる。

まずは、裁判部の要の役割を果たすべき部総括裁判官に対し、チーム・リーダーとしての役割を自覚するよう働きかけることである。部総括裁判官にそのことを自覚させた上で、チームとしての共通の目標を設定し、裁判官と

書記官・事務官が一体感を持って職務に臨めるようリーダーシップを発揮させる必要がある。そのためには、裁判部の規模にもよるが、部総括裁判官を補佐する職員に適任の人材を確保することも必要であろう。

さらに、裁判部の充実強化のためには、構成員である裁判官と書記官の協働が必須の課題である。裁判官と書記官の協働が成果を上げるためには、裁判官と書記官が、目指すべき共通の目的を再確認し、これを共有したうえで、事件処理に当たることが必要である。そして、目的の共有は自ずと必要な情報の共有が前提とならなければならない。また、裁判官と書記官は、それぞれがプロフェッショナルとしての自覚と責任を持って、自らの役割を確実に果たす必要がある。また、お互いの信頼関係を築く必要があり、そのためには、相互のコミュニケーションが重要である。そして、個々の事件処理を通じてお互いに充実感や達成感を味わえることができれば、職場の活性化に一層資するといえよう。

イ 中堅裁判官（右陪席クラス）の志気を向上させ、活力を保持させるための方策

これまでの長官所長会同においては、主として、若手裁判官の成長支援を中心に、部総括裁判官の課題についても議論がされてきたが、残された論点として、所長として、中堅裁判官の志気を向上させ、活力を保持するために、司法行政上どのような方策が考えられるかを検討することが必要であろう。

まず、そのクラスの裁判官の現状をみると、部総括という次のステップを視野に入れつつ、部の運営等にも積極的に関わり、また、修習生を含めた若手の指導にも力を注いでいる者が少なくないが、他方で、自らのこれからの長いキャリアを見据えて自己研鑽を図ろうとする意欲が十分ではなく、目の前の事件処理にのみ精力を注ぐことで事足りりとする者や、自己の課題を客観視し切れないでいる者も見受けられないわけではない。そうした傾向が今回の不祥事の発生にもつながっているという見方もあり得よう。

次に、司法行政上の方策としては、次のような点が考えられるのではない
か。

(ア) 部総括等を通じての指導・助言等

合議体の右陪席として単独事件の処理の傍ら合議事件にも関与する場合は、部総括裁判官による指導、助言が重要である。部総括としては、まず、事件処理において、合議事件に右陪席裁判官を積極的に関与させ、事件処理での充実した合議を実践することを通じて、右陪席裁判官に部総括を乗り越えようとする気概をもたせることが必要である。また、事件を離れた部内での日常の交流を通じるなどして、中堅裁判官に事件処理面だけでなく裁判官の在り方等についての疑問や悩みなどについても、相談や議論をし易い雰囲気を作ることも大切である。このほか、部総括としての司法行政事務を右陪席裁判官にまず担当させてこれを指導するなど、中堅裁判官に部総括補佐的な役割を与えるよう配慮することも考えられる。

支部に配置された中堅裁判官については、支部長を通じての助言指導に加え、所長自身が、支部における調停委員協議会の開催の機会などを利用して、できるだけ多く支部に出向くようにし、中堅裁判官と支部で接触する機会を増やすように努力すべきである。

(イ) 面談等

所長としては、人事評価のための面談の方法を工夫・活用することはもとよりであるが、その機会だけでなく、日頃の懇談等、あらゆる機会を通じて、中堅裁判官と語り合う機会を多く持つよう努力し、目指すべき次のステップを意識させ、動機付けを与えることが必要である。幹部職員を通じての裁判官に関する情報にも留意し、中堅裁判官の資質能力だけでなく、性格や心情、さらには、抱えている悩みや課題についても、きめ細かく把握し、自ら指導、助言するだけでなく、課題を抱えているような中堅裁判官については部総括や支部長などの協力も得て、その解決のための方策

を検討する必要がある。

(ウ) その他

このほか、各種研修への積極的な参加を促すほか、関係機関との協議会や裁判所部内に設けられた各種委員会に中堅裁判官をその実質的なリーダーとして参加させるなど、組織運営の場面での活躍の機会を与えることも効果がある。

4 創設60周年を迎えた家庭裁判所の家事事件処理の在り方について検討すべき課題

(大阪家裁)

(1) 最近の事件動向や事件当事者の声を通じてうかがえる家事審判及び家事調停の運営上の問題点

本年1月、家庭裁判所は、創設60年を迎えた。その間、家庭裁判所は、その時々、社会的要請に応じて、組織面、手続面での見直しや運営の改善を行うことにより、国民生活に深いかわりを持つ身近な裁判所としての役割を果たしてきた。

しかしながら、家庭を取り巻く社会状況の変化は著しく、個人の権利意識の高まりと価値観の多様化、親子や夫婦関係などの変化、家族や地域等の問題解決機能の低下等の要因により、家庭裁判所に持ち込まれる家事事件は増加の一途をたどり、とりわけ、近年は、婚姻費用分担事件、子の監護に関する処分事件、遺産分割事件などの当事者間で激しい争いになることのある乙類審判・調停事件の増加が著しい状況にある。

また、このような状況を反映して、家族を巡る関係を権利・義務の関係で捉え、裁判所に法的判断に裏打ちされた解決を求め、手続にも自ら主体的にかかわっていくことを望む当事者が増加し、このような当事者から、相手方の主張、提出資料等について十分な情報提供が受けられない、反論の機会が十分に与えられていない、事件が計画的に円滑に進行されず解決の見通しが立たない（「先が見えない調停」、「漂流する調停」など）、予期せぬ時期に予期せぬ内容の審判が出されるなどといった家事審判・家事調停が当事者から見てブラックボックス化している点についての批判が絶えない。家庭裁判所は、これらの当事者の要望等には十分応えられていないのではないかと、更には、これまで、家庭裁判所には国民の要望に応えるという視点が果たして十分であったのか、との反省を迫られているのではなかろうか。

さらに、判断の質的向上、すなわち、適正な事実認定に基づく適正な判断をするためには、職権主義の下においても、当事者の協力が不可欠であり、意見の表明（主張・反論）及び資料収集について当事者をより主体的に関与させていく必要があると考えられる。

近時、家事審判法の全面的改正が検討され始めているが、その改正の主要な検討事項として、①当事者の審問請求権の保障、②申立書の相手方への送付、記録の閲覧・謄写等の当事者への情報提供の拡大、③審問立会権、証拠提出権等の当事者の手続関与等の当事者の手続保障の強化が言われている。その背景には、当事者が、家事審判・家事調停手続の透明性や判断の質的向上の確保等を求めていることがあるものと考えられる。

(2) 今後家庭裁判所が適切な事件処理をしていくために検討すべき課題

このような事件動向や当事者の質的变化等を考えると、家庭裁判所は、改めて司法的機能の強化、すなわち、適正な手続により事実を認定し、それに基づき適切に判断するという司法機関としての基本的な仕組みを重視すべきである。

そのために所長としては、まず、裁判官、書記官、家庭裁判所調査官、家事調停委員等につき、意識改革を徹底して図ることが必要であろう。私は、この意識改革に向けた対処こそが、家庭裁判所の所長として司法行政上取り組むべき最優先課題ではないかと考える。

これまでも、遺産分割事件等の分野において、争点の整理、主張や証拠の提出等につき、当事者主義的運用を積極的に取り入れ、あるいは家事調停の計画的運営を推進し、評議を充実させるなど、一定の運営改善を図ってきており、それが家事審判・家事調停手続の透明性、判断の質的向上を確保する上で、一定の成果を上げてきたといえることができる。

しかしながら、家事事件を総体として見たとき、これまでの家庭裁判所の事件処理の実際は、広い裁量権の下、家庭裁判所が後見的・福祉的に関与するのが相当として紛争の解決を背負い込む一方、当事者にあつては、これにもたれ

かかって、主体的な役割を担うことが少ない、というのが標準的な運用であったのではなかろうか。そのため、多分に、家事審判・家事調停手続の透明性と判断の質ないしその信頼性において満たされないところがあったのではないかと推察される。

したがって、まず何よりも、家庭裁判所の実務に携わる担当者の意識改革を図ることによって、これまでの、おしなべて、後見的・福祉的関与を相当とする従来の家庭裁判所の有り様からの脱却が図られなければならないと考えるのである。

次に、所長としては、こうした点の意識改革を図ると同時に、司法的機能の強化のための具体策として、例えば、①家事調停につき、評議を充実し、かつ、調停委員の専門分化と研修の強化を図るなどの中で、進行計画の策定、争点の特定、主張、反論の機会の保障、法的な判断に裏打ちされた調停を指向するなどして、当事者の自己解決機能を高める、②家事審判につき、家事調停と同様に当事者の主体性に配慮した運用方針等が策定されるように支援する、③参与員の専門分化と研修の強化を図る、④家庭裁判所調査官を積極的に活用し、これにより子の引渡し、面接交渉等に代表される子の福祉に関わる事件について、司法的判断の精度を高め、当事者の納得に結びつける、⑤裁判官、書記官及び家庭裁判所調査官の間の職種間連携の充実に向けて、事件処理態勢の強化・見直しを図るなど、各種の目的を達成するための様々な環境整備に鋭意努めることが考えられる。

他方で、このところ成年後見関係事件をはじめとする甲類審判事件も増加し、その事務負担が増大している。これらの事件の多くは紛争性がないか、あるいは少ないものであり、家庭裁判所が紛争性の強い事件への対応を強化するためにも、合目的的処理の観点から、なお一層効率的かつ迅速に処理することに努めるべきである。

(3) おわりに

これまでの家庭裁判所は、敢えて言えば、子の福祉や家庭の平和といった理念のバリアの中で自分たちが当事者を援助する又は保護するという意識を強固に育む一方で、社会の状況や国民の要望等の変化を十分に把握しないまま、広範な裁量権があることに安住し、裁量権の広さゆえに、当事者を審理の客体としか見ないという姿勢で審理判断をするという独自の世界を形成してきたのではないか。そして、それが、批判的な意味合いを込めて「家裁モード」、「家裁の空気」などと言われる、家庭裁判所において形成された独特の意識であるといえるのではないかと考える。

家庭裁判所にあつては、改めて裁判所と当事者の担うべき役割を見直すべき時期が来ているのではないだろうか。もちろん、家庭裁判所に申し立てられる事件は本人申立てが多く、これらの当事者の中には手続面で裁判所の後見的関与を必要とする者も少なくない。これからの家事審判・家事調停においては、後見的関与の必要性を十分踏まえながら、当事者のより主体的な活動を通じた判断の質的向上を図ることにより国民の信頼を獲得していくべきではないだろうか。

平成 2 1 年 6 月 1 7 日

高 等 裁 判 所 長 官

地 方 裁 判 所 長 会 同

家 庭 裁 判 所 長

最高裁判所長官あいさつ

最高裁判所長官あいさつ

司法制度改革の残された最大の課題であった裁判員制度が施行されました。10年に及んだ一連の改革は、新たな世紀を迎え、社会が大きく変貌する中で、司法の果たすべき役割がますます重要になるという認識の下に、司法の機能を充実、強化し、より国民に信頼される制度を構築することを目指して進められてきました。しかし、昨今の経済状況の急激な変動をはじめとし、世界的な規模での情勢の変化により、我が国の社会を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。裁判所としては、司法制度改革の成果を定着させつつ、新たな状況の変化に的確に対応して一層その機能を高め、国民の期待と信頼にこたえていかなければなりません。

裁判員制度の導入は、刑事裁判に国民の意見を反映させ、司法に対する国民の理解と信頼を深めるものとして、大きな意義を有する歴史的な改革です。法律の制定以来5年余りの間、法曹三者が協力して、全国各地で模擬裁判を重ねて運用の在り方を検討し、また、国民の幅広い参加が得られるように広報活動に努めるなど、準備を進めてきました。

まずは、これまでの準備の結果を生かして、着実な第一歩を踏み出すことができるよう期待しています。しかし、裁判員制度は、従来の刑事裁判の姿を大きく変えるものであり、法曹にとっても、また、国民にとっても、初めての経験であるだけに、多くの課題に直面することと思います。

この制度を国民の間で広く支持されるものにするためには、今後の実践の中で生じてくる一つ一つの課題を真剣に受け止め、改善を重ねて望ましい姿に近づけていくことが必要です。そのためには、実施後の運用の状況について、国民の意見、感想に耳を傾けつつ、問題点を的確に把握していくことが不可欠です。

司法制度改革の過程で一貫して指摘されてきたのは、司法を担う人材の充実の重要性です。そのために設けられた法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度については、現在様々な課題が指摘されていますが、法曹を目指す有為な人材が不安を抱くことなく学べる環境が整えられるよう、安定した制度とすることが大切です。裁判所としては、新たな法曹養成制度がその役割を十分に果たすことができるよう、引き続き、法科大学院の教育に協力するとともに、司法修習の充実に努めていかなければなりません。

このような養成制度のもとで、裁判官に優れた人材を確保し、その自律的な成長を支援することは、裁判所にとってこれまでと同様に重要な課題です。今後、裁判所の取り扱う事件が、ますます多様化、専門化し、困難の度合いを深めることが予想される中で、裁判官には、多角的な視点から適切な問題の解決を図る、柔軟で強靱な思考力が一段と要請されることになります。また、重い職責を果たすためには、確固たる職業倫理と強い精神力に支えられた職業意識が必須であることも論を待ちません。こうした観点から、これまで、主として若手裁判官の成長の支援に重点を置いた取組を行ってきましたが、今後は、その取組の成果も生かして、すべての裁判官が、その使命と役割を自覚しつつ、意欲的に職務に取り組んでいくための方策について、議論を進めていく必要があります。

経済情勢の変動に伴う民事事件の急増は、過去にも幾度か経験したところですが、今また世界的な景気の後退が我が国の経済にも影を落とし、各種事件に影響を及ぼすことが懸念されるところです。既に、一部の事件ではその影響が見られますが、対応の時期、方法を誤ることのないよう注意深く事件の動向を見守っていかなければなりません。

また、今後、社会経済活動の一層の複雑、高度化、法曹人口の飛躍的な増加等の要因に基づいて民事訴訟事件が増加し、内容の面でも変化することが予想されています。裁判所としては、長期的な視点に立って、専門的知見を要する事件の処理を支援する手段、大幅に増加する事件を合理的に処理するための制度上あるいは運用上の工夫など、多方面にわたる方策の検討を開始しなければなりません。それとともに、多様な紛争を解決する社会的なシステムの全体像の中で、民事訴訟をどう位置付けるか、訴訟外の紛争解決手段との役割分担ないし連携の在り方をどう考えるかについても、関係機関との意見交換を活発化させる必要があると思われます。

今年、家庭裁判所は創設60周年を迎えました。これまで、家庭裁判所は、社会の最も基本的な単位である家庭に関わる事件や紛争を扱う機関として、大きな役割を果たしてきました。しかし、家庭の在りようと家庭を取り巻く環境の変化は著しく、事件の動向や当事者の意識にも新たな状況が生じています。家事の分野では、高齢化社会の進行に伴い、成年後見事件が急増しているほか、家族間の深刻な利害の対立を伴った事案が増加しています。少年事件に

についても、犯罪に対する社会の厳しい姿勢を反映して、少年に対する処分の在り方の見直しが行われ、また、被害者傍聴等の新たな制度が導入されました。こうした中で、国民の間には、家庭裁判所に司法的機能の一層の強化を望む声も聞かれるなど、これまでの伝統的な姿勢を貫くだけでは、当事者や国民の納得を得ることが難しい状況が生まれてつつあります。私たちは、そうした声をも謙虚に受け止め、手続や運用について検討を加えていく必要があります。

裁判所に対する国民の信頼は、一つ一つの事件に取り組む裁判所職員の高い職業意識と誠実な姿勢の上に築かれてきました。近時こうした国民の信頼を損なう事態が続いて発生したことは、誠に遺憾です。私たちは、改めて司法の役割とそれを担う者の責務を自覚して、自らを律し、真摯な執務姿勢を堅持して、裁判の運営に邁進し、また、その改善に努めていかなければなりません。

各人の一層の努力と積極的な取組を期待して、私のあいさつとします。

平成21年度長官所長会同協議結果概要

6月17、18日の両日にわたり、最高裁判所において、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。協議事項は、①裁判員制度を適切に運営し、国民の間に着実に定着させていくために、今後重点的に取り組むべき事項、②法曹人口の増加等の構造的要因に基づく将来の民事訴訟の量的・質的变化を見据えて、その適切な処理を図るために、今から検討を始めるべき事項、③裁判の第一線を担う職員の職業意識を高め、職場の活性化を図るための方策、④創設60周年を迎えた家庭裁判所の家事事件処理の在り方について検討すべき課題であり、これらの事項について活発かつ幅広い意見交換がなされた。その概要は、以下のとおりである。

1 裁判員制度を適切に運営し、国民の間に着実に定着させていくために、今後重点的に取り組むべき事項

まず、裁判員制度の実施を踏まえ、各庁において、制度の運用状況を把握し、運用改善に向け、どのような取組を進めるべきかについて議論された。裁判員裁判の立ち上がりの段階で生じる様々な課題に的確に対応して乗り切るため、各庁が現に抱えている問題点を集約し、情報を共有できるようにする必要があることが確認された。また、裁判所は、制度を実際に運用する立場から、制度実施後においても不断に制度の運用状況を検証し、その改善に努める必要があり、その検証を実証的なものとするため、運用状況に関する客観的なデータを幅広く把握する必要があることが改めて確認された。このような検証に当たっては、各種統計データのほか、アンケート等から把握される、裁判員等を経験した国民の声を積極的に活用すべきであるという点について特に異論がなかった。また、裁判官の間で、裁判員裁判を運用した経験を共有する必要があり、特に、刑事部が1か部しかないような小規模庁では、自庁で収集できる情報が限られているため、他庁から参考情報を得る必要が高いとの意見が述べられた。この点、近隣の庁等と合

同で協議会等を実施し、意見交換や情報共有を図る予定であるとの工夫例が紹介された。法曹三者の連携という観点から、制度実施後においても、検察庁や弁護士会と協力して裁判員裁判の運用に関する意見交換の場を継続して設け、制度の運用改善に努めることが有用であるとの意見が述べられた。

次に、裁判員裁判について国民の正しい理解を得るために考慮すべき事項について議論された。所長のリーダーシップの下で、制度の定着に向けた充実した広報を実施していくことが重要であることが改めて確認された。また、国民が、裁判員裁判をどのように受け止めるかを的確に把握し、制度と運用の両面について正しい理解を得るための努力が必要であるとの認識の下に、裁判員の参加する裁判の下での刑事裁判の新しい姿について、刑事裁判の本質を踏まえながら、メディアに対して丁寧に説明していくことが重要であるとの意見が述べられた。

裁判員経験者の記者会見については、経験者本人の声を国民一般に伝える機会として重要な意義があることのほか、記者会見の円滑な実施のためには、経験者の負担や意向に最大限配慮することに加え、各地の司法記者クラブとの間で信頼関係を構築する必要があることが確認された。

2 法曹人口の増加等の構造的要因に基づく将来の民事訴訟の量的・質的变化を見据えて、その適切な処理を図るために、今から検討を始めるべき事項

まず、民事訴訟の動向予測とその対応策について議論がされた。今後、法曹人口の増加、社会・経済情勢の変化等により、民事訴訟は量的に拡大するとともに、事件の専門化、複雑・困難化も進むことが予測されとの点で認識の一致をみた。このような認識を踏まえた対応策としては、専門性の高い訴訟や先例の乏しい訴訟について円滑な審理を支援する方策として、専門訴訟の専門部・集中部で蓄積された知識やノウハウ等を他庁においても活用する方策の拡充が重要であるとの意見や、先例が乏しい訴訟について当該分野に関する情報を集積して活用していくための方策を検討すべきであるとの意見が述べられた。また、事案に応じて簡易迅速な処理を可能にするための制度的な手当等についても議論がされた。さら

に、紛争解決のための社会的システム全体の中で上記の動向に対応すべきとの観点から、訴訟外の紛争解決手続（ＡＤＲ）の拡充やＡＤＲ機関との連携が重要であるとの認識が改めて確認された。その上で、制度の導入から３年を経て既に相当の実績を上げている筆界特定制度をはじめとして、各地の各分野でのＡＤＲの実情が紹介されたほか、各ＡＤＲ機関との具体的な連携の在り方について議論がされ、各庁においても積極的な情報交換等の取組を行うべきであるとの意見が述べられた。加えて、民事訴訟の運営について、民事訴訟が量的・質的に拡大する傾向にある以上、裁判官が過度に後見的役割を果たすことには限界があるとの意見が多く述べられたが、手続進行のイニシアティブは裁判所が取るべきであるとの意見も述べられた。

続いて、各庁において、今後の事件動向の変化を的確に捉え、訴訟の運用改善に向けた取組を推進するための方策について議論がされた。各庁においても、事件動向を的確に把握するための努力をするとともに、全庁的な情報交換や意見交換を行ったり、これらを踏まえて裁判所内や弁護士会との間で民事訴訟運営の在り方を改めて見つめ直す議論を活発化させることが重要であるとの意見等が述べられた。

3 裁判の第一線を担う職員の職業意識を高め、職場の活性化を図るための方策

まず、昨年来の不祥事の発生を踏まえ、裁判官、書記官等の執務の現状と課題について議論がされた。この点については、職員の職業意識が一般的に低下しているわけではないものの、裁判所や職員を取り巻く様々な環境の変化が、職員にストレスをもたらしていることは否定できないなどとの指摘がされた。こうした中で、確固たる職業倫理を保持し、旺盛な執務意欲を保ち続けるようにするためには、それぞれの職責の重大性と職業倫理の保持の重要性についてあらゆる機会をとらえて意識を喚起するよう努めるとともに、各人が仕事に対する充実感を持ち続けられるよう職務環境を整備することが必要であるとの見解が示された。

続いて、すべての職員が充実感を持って仕事をするためには、裁判官をはじめ

職員が一体となって事務処理を行うことが不可欠であるという観点から、裁判部の活性化のための方策、とりわけ裁判官の中で圧倒的な多数を占める中堅裁判官（右陪席クラス）に焦点を当て、その志気を向上させ、活力を保持させるための方策について議論がされた。この点については、中堅裁判官が、日々の事件処理に精力を傾けるだけでなく、部や裁判所全体の課題にも目を向けることが重要であるとの認識で一致した。そして、各人が自らの裁判官としてのキャリアデザインを意識するなど明確な動機付けを持つためには、関係機関との協議会や裁判所部内に設けられた各種委員会において実質的なリーダーの役割を委ねるなど、組織運営の場面での活躍の機会を提供することが有効であるなどの意見が述べられた。

4 創設60周年を迎えた家庭裁判所の家事事件処理の在り方について検討すべき課題

冒頭、家庭裁判所は、創設以来60年にわたり、国民生活に深いかかわりを持つ身近な裁判所として、国民の信頼を得てきたが、家庭を取り巻く状況や国民意識の変化は著しく、そのような変化を踏まえた家事事件処理の在り方について検討することの重要性が指摘された。

続いて、家事事件の動向や家事審判及び調停の運用の現状について議論され、紛争性の強い事件が増えるとともに、家庭裁判所に対して、当事者から様々な要望がされるようになってきているとの意見が多数述べられた。

さらに、こうした現状を踏まえて、今後家庭裁判所が適切な事件処理をしていくために検討すべき課題について議論された。最近の事件動向や当事者の要望の変化等を踏まえると、家事事件の処理について、家庭裁判所の司法的機能の強化を検討していく必要があり、当事者と家庭裁判所との関係についても、当事者に一定の主体的役割を果たさせた上で、家庭裁判所が後見的・福祉的見地から適切な裁量権の行使をする必要があるなどの意見が述べられた。その際、家庭裁判所は、様々な事件を扱う上、当事者によって後見的関与を必要とする程度も異なる

ものであるから、これからの家事事件処理の在り方を検討するに当たっては、こうした家事事件の実情や家庭裁判所の果たすべき役割に配慮することが重要であるとの指摘がされた。